

住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）交付金
市街地住宅等整備における共同施設整備等のバリアフリー化基準

住宅の通行の用に供する共用部分は、原則として次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- 1 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
- 2 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
- 3 階段には、補助手すりが設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
- 4 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。